

## 障害者等の緊急時における制度外支援に対する報償費の支払いに関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、障害福祉サービス等を利用する障害者や障害児（以下「障害者等」という。）について、障害者等や家族、支援者の緊急時（通常の支援体制が機能しない状況）において、障害者等が利用している障害福祉サービス事業所等（以下「事業所」という。）が見守りや預かり等、障害福祉サービス等の制度が適用されない支援を行った際に、事業所に対して報償費を市から支払うことに関して必要な事項を定めるものとする。

### (事業所)

第2条 報償費の支払い対象となる支援を行う事業所は原則、以下の各号のいずれかに該当する障害福祉サービス等の事業を行っており、支援を提供する障害者等に対して、通常より障害福祉サービス等の提供を行っている事業所とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条1項に規定する障害福祉サービス事業
- (2) 法第5条第18項に規定する一般相談支援事業、または特定相談支援事業
- (3) 法第77条第1項第8号に規定する移動支援事業、または同項第9号に規定する地域活動支援センターに関する事業
- (4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業または同条第7項に規定する障害児相談支援事業
- (5) その他、市長が適当と認める事業

### (対象となる支援)

第3条 報償費の支払い対象となる支援は、次の各号のいずれをも満たすものとする。

- (1) 現に障害福祉サービス等を利用している障害者等が、本人又は同居する家族、支援者等の緊急の理由により、通常の支援体制による支援が見込めない状況であること
- (2) 事業所が障害者等に対して行う支援が、障害福祉サービス等に該当せず報酬が発生しないこと
- (3) 支援を行う事業所が、食費等の実費負担に関するものを除き、支援に関する費用を受領していないこと
- (4) 障害者等の居宅内または事業所内で支援が提供されていること
- (5) 支援の内容が、障害者等の健康管理等、生活の維持に必要なものであること
- (6) 原則、事案の発生した日から2日目までの支援であること

### (支払いの制限)

第4条 本要綱に基づく報償費の支払いは、支援を実施する事業所にかかわらず、同一障害者等につき、1年度あたり3回までとする。

### (報償費)

第5条 市が事業所に対して支払う報償費は別表の通りとする。

### (請求)

第6条 報償費の支払いを受けようとする事業所は、支援を提供する障害者等に関する緊急時支援に関する計画書（様式2）を作成し、事前に市に提出しなければならない。また、支援が必要となる事案が発生した場合は、緊急時支援に関する概要書（様式1）を市に提出し、支援終了後14日以内に緊急時支援に関する実施報告書（様式3）市に提出するものとする。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

別 表

	時間	金額	備考
1日あたり	1時間まで	2,000円	・1日あたりの総額は8,000円までとする。 ・支援提供時に入浴、食事、排泄などの身体介護が発生した場合は3,000円を加算する。
	以降1時間 まで毎	1,000円	

(様式1)

年 月 日

西宮市長 様

〇〇〇〇

緊急時支援に関する概要書

記

利用者名		生年月日	年 月 日
利用者住所			
受給中の障害福祉サービス等			
緊急事案発生日	年 月 日		
緊急事案内容			
必要と思われる支援			
緊急支援時の各事業所連絡先			

(様式2)

緊急時支援に関する計画書

西宮市長 様

〇〇〇〇

記

氏名	生年月日	年 月 日
住所	電話	
各支援者の役割 について	【家族】	
	【計画相談支援】	
	【居宅事業所】	
	【通所事業所】	
	【その他】	
緊急連絡先 1		

(様式3)

年 月 日

西宮市長 様

〇〇〇〇

緊急時支援に関する実施報告書

記

利用者氏名	
利用者住所	
支援期間	年 月 日 ( ) から 年 月 日 ( ) まで
支援事業所	

支援日時	時間	支援内容
年 月 日 ( ) : ~ :		
年 月 日 ( ) : ~ :		
年 月 日 ( ) : ~ :		
年 月 日 ( ) : ~ :		